

令和5年度愛媛県E Vタクシー等車両導入支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、県内のタクシー事業者が実施するE Vタクシー等車両の導入に対し、予算の範囲内で、令和5年度愛媛県E Vタクシー等車両導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県内タクシー運行の省エネルギー化の促進を図る。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。

2 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

3 この要綱において「E Vタクシー等車両」とは、電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車。以下「E V」という。）、プラグインハイブリッド自動車（電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車。以下「P H V」という。）又はハイブリッド自動車（電動機と内燃機関を原動機として併用する自動車。以下「H V」という。）であって、タクシー事業の用に供する乗車定員10人以下のものをいう。

4 この要綱において「福祉タクシー車両」とは、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第2条第1項第14号に規定する福祉タクシー車両（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両を含む。）により運行されるタクシー車両をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、県内に本社又は営業所があるタクシー事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はこれらの者が役員である法人

(2) 県税に未納がある者

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助上限は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第1-1号）

(2) 事業計画書（様式第1-2号（車両）、第1-3号（充電設備））

(3) 収支予算書（様式第1-4号）

(4) 補助対象経費に係る見積書（写）等の算出根拠

(5) その他付属資料

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条に規定する補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(指令前着手)

第7条 第5条の規定により補助金交付申請した補助対象事業者は、やむを得ない事由により、前条の規定による通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、事前着手届出書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 第6条の規定により補助金交付の決定を受けた補助対象事業者(以下「補助決定事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額の変更(ただし、交付決定額の変更を伴わない20%以内の変更は除く。)

(2) 補助事業の内容の変更(ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。)

(3) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

2 知事は、前項に規定する変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して承認を決定し、補助決定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は令和7年3月14日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に次の関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(様式第4-1号(車両)、第4-2号(充電設備))

(2) 収支決算書(様式第4-3号)

(3) 導入状況が分かる書類(写真、車検証等)

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助決定事業者に通知するものとする。

2 知事は、第1項の規定により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助決定事業者は、補助金精算払請求書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による補助金精算払請求書を受理した場合は、請求を受けた日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 12 条 知事は、前条の規定にかかわらず、必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

2 補助決定事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 6 号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、第 8 条第 1 項第 3 号の規定による申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令、規則又は本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合

(2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(6) 補助決定事業者（その役員を含む。）が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合

2 前項の規定は、第 10 条第 1 項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第 1 項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助決定事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 知事は、前条第 1 項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、前項の返還を命ずる場合は、前条第 1 項第 5 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利 10.95% の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

3 第 1 項に基づく補助金の返還については、第 10 条第 3 項の規定を準用する。

(取得財産等の管理)

第 15 条 補助決定事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第 16 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

3 補助決定事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理等)

第 17 条 補助決定事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助決定事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業終了後の報告義務)

第 18 条 補助決定事業者は、補助事業年度の翌年度から 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に、当該補助事業で導入した E V タクシー等車両及び充電設備に係る前年度の運用状況について、運用状況報告書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 7 年 2 月 28 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象事業者がタクシー運行に供するために実施するE Vタクシー等車両又はE Vタクシー等車両用充電設備の導入（いずれも中古・リースを除く）
補助対象経費	E Vタクシー等車両の本体価格 E Vタクシー等車両用充電設備の導入費用（工事費含む） ※いずれも消費税及び地方消費税を除く。
補助率	福祉タクシー車両以外 E V及びP H Vタクシー車両：4分の1 福祉タクシー車両 E V及びP H Vタクシー車両：3分の1 H Vタクシー車両：4分の1 充電設備：4分の1 ※補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
補助上限	福祉タクシー車両以外 E Vタクシー車両：1台当たり1,000,000円 P H Vタクシー車両：1台当たり800,000円 福祉タクシー車両 E Vタクシー車両：1台当たり1,300,000円 P H Vタクシー車両：1台当たり1,100,000円 H Vタクシー車両：1台当たり700,000円 充電設備1基当たり1,000,000円